

新潟県柏崎市電気自動車等購入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市域の電気自動車等の普及促進を図るため、個人若しくは事業者が本市を使用の本拠とする電気自動車等を購入する経費又は個人が電気自動車等の購入と併せて充電設備を設置する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人 本市に住所を有する個人をいう。
- (2) 事業者 本市に事務所若しくは事業所を有する法人又はリース取引により自動車を賃貸する事業者で、市内の個人又は事業者に貸し付けるもの（以下「リース事業者」という。）をいう。
- (3) 補助事業 個人又は事業者が新潟県柏崎市電気自動車等購入補助金（以下「補助金」という。）の交付対象となる電気自動車等（以下「対象自動車」という。）を購入すること又は個人が対象自動車の購入と併せて当該対象自動車を充電する設備（以下「対象充電設備」という。）を設置することをいう。
- (4) 予算 補助事業により取得した対象自動車の初度登録日の属する会計年度の予算をいう。

2 前項に規定するもののほか、この要綱において使用する用語は、新潟県柏崎市電気自動車等の普及の促進に関する条例（平成21年条例第43号）において使用する用語の例による。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者（以下「対象者」という。）は、市税を滞納していない個人又は事業者で対象自動車を購入するものとする。

2 対象者は、1人又は1事業者（リース事業者を除く。）当たり対象自動車5台（リース事業者にあつては、貸し付ける個人1人又は1事業者当たりそれぞれ5台）を限度として補助金の交付を申請することができる。

3 対象者のうち個人は、前2項の規定に加え、対象充電設備の設置に係る補助を受けられるものとし、1人当たり対象充電設備5基を限度として補助金の交付を申請することができる。

（補助金の交付対象及び交付額）

第4条 対象自動車の車名等と補助金の交付額は、一般社団法人次世代自動車振興センターが定めるクリーンエネルギー自動車導入促進補助金実施細則（以下「実施細則」という。）別表1（クリーンディーゼル自動車及び原動機付自転車の表を除く。）に掲げるメーカー名・車名の区分に応じた補助金交付額に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額（1円未満の端数がある場合には、その額を切り捨てた額）とする。ただし、対象自動車は、給電機能を有する車種に限るものとする。

(1) 電気自動車 5分の1

(2) 充電機能付電力併用自動車 10分の1

(3) 燃料電池自動車 4分の1

2 対象自動車は、実施細則に規定する初度登録の期間内に初度登録を行った車両（既にこの補助金の交付を受けたことのある車両を除く。）に限るものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 対象充電設備は、次の各号に掲げる全ての要件を満たすものとする。

(1) 設置日において、一般社団法人次世代自動車振興センターが定めるクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てん設備等導入促進補助金の交付対象となること。

- (2) 対象自動車の購入に係る契約締結日から次条に規定する補助金申請期限までに設置すること。
- (3) 市内の対象自動車保管場所に設置すること。
- (4) 未使用であること。

4 対象充電設備の交付額は、対象充電設備の購入費及び設置工事費（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）（以下「補助対象経費」という。）とし、1基当たり2万円を限度とする。ただし、対象充電設備において国の充電設備導入補助金（以下「国補助金」という。）の交付を受ける場合は、国補助金の交付額を控除した額を補助対象経費とし、1基当たり2万円を限度とする。

（補助金の交付申請及び実績報告）

第5条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、電気自動車等購入補助金交付申請書兼実績報告書（別記第1号様式）を申請車両の初度登録日から2か月を経過する日又は申請車両の初度登録日が属する会計年度の末日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第6条 市長は、前条による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査を行い、交付する場合にあっては電気自動車等購入補助金交付決定通知書兼交付額確定通知書（別記第2号様式）により、交付しない場合にあっては電気自動車等購入補助金不交付決定通知書（別記第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

（補助の条件）

第7条 補助金交付の目的を達成するため、補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、電気自動車等購入補助金変更・中止・廃止申請書（別記第4号様式）により、速やかに市長の承認を受けなければならない。

(交付額の確定)

第 8 条 市長は、第 6 条の規定による交付の決定をしたときは、併せて補助金の交付額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(補助事業の経理)

第 9 条 補助事業者は、補助事業の経理について、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しておかなければならない。

(財産処分の制限等)

第 10 条 補助事業者は、当該事業によって取得した対象自動車又は対象充電設備を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、又は担保に供しようとするときは、電気自動車等購入補助金財産処分承認申請書（別記第 5 号様式）により、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、対象自動車において実施細則別表 1 に掲げる処分制限期間を経過した場合又は対象充電設備において別表に規定する使用年数を経過した場合は、この限りでない。

2 市長は、補助金の交付業務の適正な運営を図るため、必要な範囲において、補助事業者その他補助事業の関係人に対して取得財産の保有に関する調査を行うことができる。

(補助金の返還等)

第 11 条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の一部若しくは全部を返還させることができる。

- (1) 補助事業の方法等が不相当と認められるとき。
- (2) この要綱に違反したとき。

2 市長は、前条本文の承認をしたときは、当該承認をした補助事業者に既に交付した補助金の一部又は全部を返還させることができ

る。この場合において、返還させる金額は、対象自動車の初度登録をした月又は対象充電設備を設置した月から交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、又は担保に供した月の前月までを使用月数とし、月数に換算した別表に規定する使用年数から使用月数を控除した数値を当該月数に換算した使用年数で除して得た数値に応じて算出した額（1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

3 前項の規定にかかわらず、補助事業によって取得した対象自動車又は対象充電設備の処分が補助事業者又は使用者の責めに帰さないやむを得ない事由によるもので次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、補助金の返還を求めないものとする。

(1) 天災等によって、補助事業で取得した対象自動車が走行不能となり抹消処分した場合又は補助事業で取得した対象充電設備が使用不能となり廃棄処分した場合

(2) 過失のない事故によって、補助事業で取得した対象自動車が走行不能となり抹消処分した場合又は補助事業で取得した対象充電設備が使用不能となり廃棄処分した場合

(3) その他市長が特に認める場合
(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、補助金の支払については、令和9年5月31日までの間は、廃止後

の柏崎市電気自動車等購入補助金交付要綱は、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、改正後の新潟県柏崎市電気自動車等購入補助金交付要綱は、令和8年4月1日から適用する。

別表（第10条関係）

区分	使用年数
充電コンセント	3年
充電コンセントを除く充電設備	5年